

小・中学生医療費返還金の債権放棄について

1 債権放棄の概要

市の子ども医療費助成制度に基づき対象者が助成を受けた医療費について、加入している健康保険から対象者に対し高額療養費が支給された。これにより対象者が同一診療において二重の給付を受けたことから、高額療養費分について市への返還が発生していた。しかし、生活困窮により履行の見込みがないことから、浜松市債権管理条例第12条第1項第1号により債権放棄したため報告するもの。

2 債権放棄に至る経緯

対象者は8人世帯（妻と子6人）で職を転々とし、H26年7月からH30年5月まで生活保護を受給、現在も最低生活費を下回る収入である。対象者及び妻は勤め人として働いているが収入の増加は見込めず、6人の子は16歳から8歳までの学生であり支出が減る見込みはない。今後、生活状況の改善が図られ納付を見込むことができないため、債権処理検討庁内委員会による検討の結果、債権放棄が妥当と判断されたことから、浜松市債権管理条例第12条第1項第1号に基づき債権放棄した。

3 債権放棄の内容

(1) 放棄件数・金額 1件 27,070円

放棄理由	債権放棄該当事項 (浜松市債権管理条例適用条項)	件数	放棄額
生活困窮	第12条第1項第1号	1件	27,070円

(2) 放棄年月日 平成31年3月29日

参考 浜松市債権管理条例（抄）

（その他の債権の放棄）

第12条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 債務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込みがないと認められるとき。

以下略